

補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市AIオンデマンド交通運行費等補助金
補助事業等の 目 標	市が計画するAIオンデマンド交通の運行を行う交通事業者に対して補助金を交付することにより、高齢者、交通弱者等の通院、買い物等を支援し、もって広く市民の社会参加の促進に寄与するとともに、自家用車からの乗換えによる交通渋滞の解消、省資源化等の環境保全の推進を図る。
補助事業等の 対 象 者	市が計画するAIオンデマンド交通の運行を行う事業者（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう。）
補助対象経費	(1) AIオンデマンド交通の運行に係る経費 (2) 4月1日から翌年3月31日までの1年間の運行に係る経常費用から経常収益を控除した額
補助金等の額 及びその算定 方法又は補助率	補助対象経費の10分の10以内で市長が定める額 【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 諏訪市地域公共交通計画に基づいて運行するバスであり、福祉バスとしての役割も担う公共交通を確保する必要があるため
補助事業等の 評 価	補助事業者からの実績報告書を基に、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の 開 始 時 期	令和6年10月1日
補助事業等の 終 了 時 期	令和9年3月31日 【終了時期が3年を超える場合の理由】
情 報 の 公表の方法等	補助事業者、補助金交付額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
そ の 他	補助金の交付の条件は、次のとおりとする。 (1) 運行の確保を図り、利用客の増加及びバス運行経費の節減に努めること。 (2) 補助事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けること。 (3) 補助金に係る経理について、他の経理と明確に区分した帳簿を備え、補助事業終了年度の翌年度の初日から起算して5年間保存すること。
提 出 書 類	補助金の交付を受けようとする者は、規則に定める申請書に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。 (1) 補助事業に係る補助対象期間の経常収益及び経常費用の内容を記載した損益計算書又はこれに準ずる書類

	(2) 補助対象期間の運行路線ごとの輸送人員及び運送収入を記載した運送実績書 (3) その他市長が必要と認めた書類 <small>諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。</small>
担 当 部 署	諏訪市 企画部 地域戦略・男女共同参画課 地域戦略係

令和 6年 3月15日 制定（令和 6年 4月 1日施行）